

公益財団法人 全日本空手道連盟

公認スポーツ指導者規程

この規程は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度並びに公益財団法人全日本空手道連盟中央技術委員会規程第2章第4条に基づき制定する。

(種別)

第1条 公認スポーツ指導者の種別は次のとおりとする。

- (1) 公認空手道コーチ4
- (2) 公認空手道コーチ3
- (3) 公認空手道コーチ2
- (4) 公認空手道コーチ1

(資格基準)

第2条 公認スポーツ指導者は、別表に掲げる資格基準に基づく。

(資格の取得基準)

第3条 公認スポーツ指導者の資格を取得するためには、本連盟の会員登録者で、別表に掲げる資格基準の要件を満たすものでなければならない。

(資格の取得方法)

第4条 公認スポーツ指導者の資格を取得するためには、コーチ3及びコーチ4については、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSPO」という。）が実施する共通科目、本連盟が実施する専門科目養成講習会を、コーチ1及びコーチ2については、各都道府県体育協会・スポーツ協会または通信教育（NHK学園）による共通科目、各都道府県空手道連盟が実施する専門科目養成講習会を受講し、検定・審査に合格しなければならない。

(検定・審査)

第5条 講習に基づく検定・審査は、JSPOが実施する筆記試験による共通科目と、本連盟が実施する技能検定を主体に筆記試験等を加えた総合判定による専門科目により実施する。

(検定員)

第6条 検定員は、J S P O及び本連盟が認定した者とする。

(認定及び登録)

第7条 共通科目及び専門科目の検定に合格した者に「合格証」を発行する。
2. その後、指導者登録を完了した者に、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者と認め、「認定証」及び「登録証」を交付する。

(資格の有効期限)

第8条 公認スポーツ指導者の、資格の有効期限は4年間とし4年毎に更新する。

(資格の更新)

第9条 本資格を更新しようとする者は、資格有効期限の6ヶ月前までに本連盟の定める更新のための義務講習を受けなければならない。

(更新義務講習会の実施)

第10条 公認スポーツ指導者の更新義務講習会は、毎年1回実施することを原則とし、日時・場所・その他必要事項については、本連盟及び地区協議会より通知する。

(受講料及び登録料)

第11条 養成講習会を受講する者はJ S P Oに、更新義務講習会を受講する者は本連盟に、それぞれ受講申込時に受講料を納入しなければならない。
2. 養成講習会の合格者及び本資格を更新しようとする者は、J S P Oに登録料を納入しなければならない。

(規程の改正)

第12条 本規程は、理事会の議決により変更することができる。

(不適切な金銭等の授受・提供の禁止)

第13条 公正な検定・審査を期すため、検定・審査に係るすべての立会人、検定員、審査員、受講者、受審者は不適切な報酬、手当、手数料、接待・供応等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供をしてはならない。

附 則

1. この規程は平成24年4月1日より施行する。
2. この規程は平成26年12月5日より施行する。
3. この規程は平成30年5月19日から施行する。
4. この規程は平成30年12月7日から施行する。
5. この規程は令和元年5月18日から施行する。

別表 (公認スポーツ指導者 資格取得基準)

種別	資格取得基準			
	公認段位	年齢	空手道歴	受講条件
コーチ 4	5 段以上	32 歳以上	15 年以上	①空手道コーチ 3 として指導実績があり、国際的レベルの競技者として、また国際的レベルの競技会にコーチ・監督として帯同した相当の経験があり指導者資質があると都道府県空手道連盟が推薦し、全日本空手道連盟が認めた者。 ②全日本空手道連盟が指名した者。(免除条件については別途定める。)
コーチ 3	4 段以上	28 歳以上	12 年以上	①空手道コーチ 2 として指導実績があり都道府県空手道連盟が推薦し、全日本空手道連盟が認めた者。 ②資格保有者ではないが国際的レベルの競技者として、また国際的レベルの競技会にコーチ・監督として帯同の経験があり指導者資質があると都道府県空手道連盟が推薦し、全日本空手道連盟が認めた者。 ③全日本空手道連盟が指名した者。(免除条件については別途定める。)
コーチ 2	3 段以上	24 歳以上	7 年以上	①空手道コーチ 1 資格保有者で都道府県空手道連盟が認める者。 ②資格保有者ではないが全国レベルの競技者として、また全国レベルの競技会にコーチ・監督として帯同の経験があり指導者資質があると都道府県空手道連盟が認める者。(免除条件については別途定める。)
コーチ 1	2 段以上	20 歳以上	4 年以上	地域の空手道教室等において、個々の年齢・性別などに合わせ実際に空手道を指導し、都道府県空手道連盟が認める者。(免除条件については別途定める。)

注) 1) 年齢は受講年度の 4 月 1 日現在の満年齢をいう。

2) 空手道歴は満 15 歳より数える。

3) 資格取得後は資格有効期限(4 年)以内に 1 回以上、本連盟が主催する更新義務講習会を受講しなければならない。